

## 令和2年度第11回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年2月18日(木)午前9時30分～午前10時16分
- 2 場所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中15名)  
荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、  
賀屋 忠之、恒富 竹司、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 好子、  
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男  
  
(2)欠席委員(9名)  
伊藤 良雄、上田 正士、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、  
徳田 文雄、原田 雅恵、藤村 守、吉富 崇子  
  
(3)事務局  
増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・久保  
  
(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名  
  
(2)議案審議  
  
(3)その他連絡事項

## 議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席15名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

安野正純(やすの まさずみ)委員 及び 荒瀬澄枝(あらせ すみえ)委員  
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は55アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第2号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は33アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で決議した結果は問題ありませんでした。御審議よろしくをお願いいたします。

## 議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での決議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

## 議長

特に意見もないようでございますので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

## 議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案3ページをお開きください。合わせて、参考位置図3ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第4号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地を借り受け、道路を整備するものです。

議案第5号、下小鯖、農用地域内の農地を借り受け、周辺の埋設工事の資材置場とするものです。

なお、この事案につきましては、農用地域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成にも支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和5年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第6号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第7号、大内矢田北五丁目、用途地域内にある第3種農地に、老人ホームを増築し、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第8号、元町、用途地域内にある第3種農地で、宅地を分譲するものです。

議案第9号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内にある第3種農地で、宅地を分譲するものです。

議案第10号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第11号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第12号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、駐車場を

整備するものです。

議案第13号、陶、集団的に存在する第1種農地で、敷地を拡張し、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号、秋穂二島、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第15号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第17号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第18号、小郡下郷、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、事務所及び資材置場を整備し、法人へ貸付けるものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、阿知須、用途地域内にある第3種農地で、宅地を分譲するものです。

議案第20号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽

光発電設備を設置するものです。

議案第22号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会の決議結果は、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での決議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

議長

私の方から一点聞きたいのですが、嘉川地区の16号の議案ですけれど、1町5反あまりの面積が転用されるわけですが、この中に調整池というものが2765.9㎡ほど入っています。この調整池というものが、この位置図のどの辺に作られるのかお聞きしたいのですが。

事務局

14 ページを御覧頂けたら、と思うのですが、大体●●●●番●から●●●●番●の辺りに、結構大きい形で調整池ができます。調整池を作られる理由としては、これだけ広大な面積がありますので、元々田んぼとういことで保水力があったのですが、駐車場にすることで、全部舗装されるというところで、舗装してしまうと保水力が落ちるということで、調整池を作って排水する際に緩やかに調整して流すことによって、周辺に配慮しているということで伺っております。

議長

他に委員の皆さんからごさいませんか。

【意見なし】

議長

特にないようでございますので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第5号、議案第13号、並びに議案第16号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案19ページをお開きください。

議案第23号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計140筆168,710.93㎡でございます。

なお、今月はこのうち6筆7,659㎡の所有権移転申請がございました。詳細は20ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いしま

す。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第24号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計157筆、213,787.93㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

一点御説明がございますが、議案第23号、利用権のところに阿知須が利用権が設定されていない、ゼロとなっておりますが、配分計画、21ページでは42筆ほど出ています。これというのが、中間管理事業を通すものとしては、所有者と公社との契約、公社と耕作者との契約というものがあります。そのうち、所有者と公社との契約が利用権の集積計画の数字にあがってきます。で、公社と耕作者との間のものが、配分計画に掲載されるんですが、基本的には一括してやられれば同じような数字が上がってくるのですが、この度は耕作者と

公社との契約を結び直したという計画になるので、別の方が作るようになったということで、配分計画の方にしか数字が上がってきていない、ということになります。その点を踏まえて御審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、22ページを御覧ください。

議案第25号、農用地区域の変更について説明いたします。

各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が6筆、650.3㎡、用途区域変更が5筆、3,179.73㎡でございます。編入についてはゼロです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見、御質問等があ

ればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました農用地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、異議はないものとして、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第26号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地三谷、筆数は54筆、31,158㎡です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから4ページで土地の形状を、5ページから6ページで該当農地の詳細を掲載しており、7ページ以降が各対象地の現況写真です。

徳地三谷第1号、登記地目が田の2筆1,520㎡、

三谷第2号、登記地目が田の4筆1,932㎡、

については、土地全体に樹木が繁茂し、荒廃しているものです。

三谷第3号、登記地目が田の2筆3,239㎡

三谷第4号、登記地目が田の2筆388㎡、

三谷第5号、登記地目が田の8筆2,589㎡、

三谷第6号、登記地目が田の5筆3,144㎡、  
三谷第7号、登記地目が田の4筆1,822㎡、  
については、土地全体が山林化しているものです。

三谷第8号、登記地目が田の2筆901㎡、  
については、土地全体に樹木が繁茂し、荒廃しているものです。

三谷第9号、登記地目が田の2筆462㎡、  
三谷第10号、登記地目が田の5筆3,348㎡、  
三谷第11号、登記地目が田の6筆と畑の2筆1,680㎡、  
三谷第12号、登記地目が田の5筆5,954㎡、  
三谷第13号、登記地目が田の1筆1,338㎡、  
三谷第14号、登記地目が田の4筆2,841㎡、  
については、土地全体が山林化しているものです。

以上につきまして、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ること  
についてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から御意見、御質問等があれば  
お願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付す  
ることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

議長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図19ページを御覧ください。

議案第27号並びに議案第28号について、合わせて説明いたします。

中央地区1件、徳地地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、ただ今現況証明の説明がありましたので、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

それでは次に、追加議案である土地改良事業参加資格交替の申出について、審議を行

います。

事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

それでは、本日お配りした追加資料をご覧ください。

議案第29号、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく県営佐山北第一地区土地改良事業参加資格交替の申し出についてです。

申し出の農地は、JR本由良駅から北東へ880mから2.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

圃場整備が入るにあたって、資格者の交替をしたいという旨の申出がなされております。

申出の理由のところ、土地所有者と耕作者が両者で協議し合意したため、とありますが、詳細については、圃場整備事業を利用権等の権利に基づいて耕作している方で進めることも可能ではありますが、実務においてよくトラブルになるようです。というのが、耕作者がやめた時に、圃場整備が入ったのでそのお金をどうするか、とか、そういったところで圃場整備事業が円滑に進まないということが、過去にあったようです。事前に県の方からも相談があって申請が出たものとなります。

そういった県の意向もあって、圃場整備事業を円滑に行うために、資格を土地所有者の方で進めていきたいという申請でございます。

基本的には当事者間、所有者と耕作者で同意の上で行われているものでございますので、参加資格を所有者に交替するのは問題ないとは考えられます。

ご審議をよろしく申し上げます。

## 議長

ただいま事務局から議案説明がありました。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

各農業委員の皆さんの意見を求めます。意見等はありませんか。

## A 委員

現資格者の農事組合法人やらは、一切入らないのですか、資格者に。

## 事務局

この資格者というのは、農地の場合であれば所有権に基づいて耕作している者か、利用権等によって耕作している者があれば、耕作者が資格者ということになります。なので、何も出さなければ現資格者と書いてある●●さんとか●●さんが資格者となります。ただ、農業委員会です承を得たものについては資格者を所有者にすることができる、という風になっているものでございます。

## A 委員

ということは、今回も参加資格は残るとのことか。

## 事務局

資格が交替されるので、●●さん達は基本的に資格を譲るようになるので、なくなります。

ただ、現実問題として全く関与しないかという話になれば、それはまた違う話になると思います。あくまで圃場整備事業に参加する資格、というところでの審議になります。

## B 委員

川西土地改良区に勤めており、農業委員もしておりますが、今こちらの佐山の圃場整備の件で御意見が出ましたが、所有権を移転するにあたっての、6月の採択に向けての今の農業委員に提出された所有権移転になります。●●さんも、圃場整備が始まりますと、みな引き受けてされるようになりますし、●●にもお願いするような形になると思いますが、とりあえずは採択に向けて、個人所有の農地に関しましては、こちらの方で整理をしていかななくてはならないということで、全部個人宛で利用権を変えました。そういうことになっております。

## C 委員

新資格者の方に名前を持っていけば、相続税の対象で、相続者が「私はそんなことは知らないよ、お金なんか払わないよ」と。賦課金対策とか、そういった面も入っているのでしょうか。

## 事務局

そういった面も入っていると思います。耕作者の方で進めていくと、所有者がそんなの了承した覚えがないとか、そういったところで実際のトラブルがあったみたいなので、そういったことがないように、円滑に進められるように、交替の申出を頂いているようです。

## B 委員

今の御質問もそうですが、所有権移転に関しましては相続等も全部調査した上で、こちらの名前が挙げてあります。

【意見なし】

## 議長

特に意見がないようですので、以上で土地改良事業参加資格交替の申出についての議案審議を終わります。

それでは、第29号の採決を行います。

ただいま審議しました土地改良事業参加資格交替の申出について、承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

## 議長

全員挙手と認め、議案第29号は承認といたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

## 事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等ありますか。また、各委員さんから何かございますか。

事務局

事務局からお知らせをいたします。

御案内のとおり現在農業委員、それから農地利用最適化推進委員の募集を行っております。2月17日現在でございますけれども、その応募状況についてお知らせをいたします。

農業委員については定数24名に対して現在のところ12名、それから農地利用最適化推進委員につきましては44名の定数に対して現在15名の応募がなされております。

募集期間は今月末までとなります。本日お集りの農業委員さんで、自薦それから推薦を受けられる予定の方々につきましては、今月中の御提出をよろしくお願いいたします。

以上、現状についてお知らせをいたします。

議長

他には、委員さんの方から何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年2月18日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 安野 正純

署名委員 荒瀬 澄枝

記 録 者 久保 謙一郎